

手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）の調達を企画競争に付すので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 31 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階
札幌市下水道河川局事業推進部技術開発係 電話 011-818-3441 FAX 011-812-5203
メールアドレス ge.keikaku.gikai@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 調達する事業の名称

手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）

(2) 調達案件の仕様等

提案説明書及び仕様書による。

(3) 契約に至るまでの方法

公募型企画競争（プロポーザル方式）にて行う。なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

単独の法人として参加する場合は、次のア～キに掲げる要件をすべて満たしていること。

また、共同事業者として参加する場合は、代表者となる法人は次のア～キに掲げる要件をすべて満たしており、かつ、代表者以外の法人は次のエ～キに掲げる要件を全て満たしていること。

ア 日本国内に本社又は支社等を有し、本事業の履行に関して、専門技術者等による十分な遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

イ 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）又は令和 7 ・ 8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録されている法人であること。ただし、提案説明書 4 (6) 「企画提案書」に示す企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有することを確認できる者にあつては、当該名簿に登録がなされている法人と同様とみなすものとする。

ウ 本事業と類似の事業（「高圧受電施設に設置する太陽光発電設備若しくは 50kW 以上の野立ての太陽光発電設備の設備設計及び導入事業」）について、平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間において太陽光発電設備等の設置を完了した者であり、かつ、令和 7 年 10 月 1 日現在においてその太陽光発電設備から電力の供給を行っている実績を有する者であること。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者。

(ウ) 本市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。

(エ) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者。

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

（イ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（ウ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 参加意向申出書の提出期限までに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

キ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が本企画競争に参加していないこと。ただし、同一の共同事業者の構成員との間で、この関係を有する者を除く。

（ア） 資本関係

a 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b において同じ。）と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b において同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

a 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（a） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により事業を執行しないこととされている取締役

（b） 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（c） 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により事業を執行しないこととされている社員を除く。）

- (d) 組合の理事
- (e) その他事業を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 提案説明書、本企画競争の参加に必要な様式等を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。

また、提案説明書、本企画競争の参加に必要な様式等は札幌市公式ホームページからダウンロードできる。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/r7nendo/7099.html>)

5 申込方法

本企画競争に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。詳細は提案説明書を確認すること。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書
- イ 会社概要
- ウ 共同事業者協定書（共同事業者としての参加の場合）
- エ 参加資格に係る書類
- オ 企画提案書
 - (ア) 企画提案書提出届
 - (イ) 事業の実施内容
 - (ウ) 事業実施体制
 - (エ) 過去の類似事業実績
 - (オ) 事業実績スケジュール
 - (カ) チェックリスト
 - (キ) 提案書の公開に係る意向申出書

(2) 提出期限

上記 5(1)ア～エ：令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時 00 分（必着とする。）

上記 5(1)オ：令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時 00 分（必着とする。）

(3) 提出方法

上記 5(1)ア～エ：持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

上記 5(1)オ：持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出場所

上記 1（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎 3 階 事務室窓口で提出すること。）

6 企画提案の審査及び選定方法

手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査（書面審査）

提出された企画提案書等により書面審査を行う。ただし、参加者が 4 者以下の場合は省略する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した企画提案について、プレゼンテーション審査を実施する。

(3) 事業予定者の選定

最低基準点を超えた者のうち、実施委員会が確定した合計得点が最も高いものを事業予定者として選定する。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 参加資格を満たすことについて確認を受けた者が、次のいずれかに該当した場合は失格とする。
 - ア 参加資格を満たしていないことが判明したとき、又は満たさないこととなったとき
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたこと、その他不正の行為をしたことが判明したとき
 - ウ 提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び本市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けたこと又は当該行為を求めたことが判明したとき
 - エ 参加意向申出書の提出期限終了後から契約締結までの間に参加停止措置を受けることとなったとき
 - オ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかったとき
 - カ 審査の公平性を害する行為を行ったと認められるとき
 - キ その他、提案説明書に定める手続、方法等を遵守しないとき
- (3) 企画提案は、1者につき1案のみとする。
- (4) 提出後の提案書の訂正、差し替え、追加、再提出等は認めない。
- (5) 提出された提案書は返却しない。
- (6) 提案書及び本企画競争に係る書類の作成、プレゼンテーション等提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。